

型式承認に係る大気汚染防止検査対象設備の検定

(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の49第1項)

(1) 登録基準

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

(船舶安全法の準用)

第十九条の四十九 船舶安全法第六条第三項及び第四項、第六条ノ二から第六条ノ四まで、第十九条第三項から第五項まで、第十一条、第二十九条ノ三第一項並びに第二十九条ノ四第一項の規定は、海洋汚染防止設備又は大気汚染防止検査対象設備（第十九条の七第一項及び第二項に規定する原動機を除く。以下この条において同じ。）の検査又は検定について準用する。この場合において、同法第六条第三項中「第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル」とあり、並びに同法第六条ノ二、第六条ノ三及び第六条ノ四第一項中「船舶又ハ第二条第一項各号ニ掲グル事項ニ係ル」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第五条第一項乃至第三項、第九条の三第一項、第十条の二第一項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第一項又ハ第十九条の二十六第二項ニ規定スル」と、同法第六条第四項中「前三項」とあるのは「前項」と、「前条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及第一項ノ製造検査（前項ノ規定ニ依ル検査ニ合格シタル事項ニ限ル）」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十二ニ規定スル法定検査」と、同法第六条ノ二及び第六条ノ三中「第五条第一項第三号」とあるのは「同法第十九条の三十九」と、同法第六条ノ二中「第二条第一項ニ規定スル」とあるのは「同法第五条第四項、第九条の三第二項、第十条の二第二項、第十九条の二十一第二項、第十九条の二十四第二項又ハ第十九条の二十六第二項ニ規定スル」と、同条中「第五条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及前条ノ検査」とあり、及び同法第六条ノ四第一項中「第五条ノ検査（特別検査ヲ除ク）及第六条ノ検査」とあるのは「同法第十九条の四十二ニ規定スル法定検査及同法第十九条の四十九第一項ニ於テ準用スル第六条第三項ノ検査」と、同法第六条ノ三中「定期検査又ハ中間検査」とあるのは「同法第十九条の三十六又ハ第十九条の三十八ノ検査」と、「臨時検査」とあるのは「同法第十九条の三十九ノ検査」と読み替えるものとする。

2 (略)

3 船舶安全法第三章第一節（第二十五条の六十三から第二十五条の六十六までを除く。）

及び第二十九条ノ五第一項の規定は、第一項において準用する同法第六条ノ四第一項の登録、登録検定機関及び登録検定機関が行う検定について準用する。この場合において、同法第二十五条の四十七第一項第一号中「別表第一」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律別表第二」と、同条第二項第一号中「この法律又はこの法律に基づく命令」とあるのは「この法律若しくは海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律又はこれらの法律に基づく命令」と、同法第二十五条の五十四中「第二十五条の二十六」とあるのは「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十九第三項において準用する船舶安全法第二十五条の二十六」と読み替えるものとする。

○船舶安全法

(登録の要件等)

第二十五条の四十七 国土交通大臣は、前条の規定により登録の申請をした者（以下この項及び次項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

一 別表第一に掲げる機械器具その他の設備を用いて検定を行うものであること。

二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が検定を行うものであること。

イ 船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督又は検査について、別表第二の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年数以上の実務の経験を有すること。

ロ 船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督又は検査について六年以上の実務の経験を有すること。

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識経験を有すること。

三 登録申請者が、船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の所有者又は製造、改造、修理、整備、輸入若しくは販売を業とする者（以下この号及び第二十五条の五十三第二項において「船舶関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、船舶関連事業者がその親法人（会

社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいい、当該登録申請者が外国にある事務所において検定に係る業務（以下「検定業務」という。）を行おうとする者である場合にあつては、外国における会社法の親法人に相当するものを含む。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、船舶関連事業者の役員又は職員（過去二年間に当該船舶関連事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2 国土交通大臣は、登録申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十五条の五十八第一項又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 （略）

※なお、本制度においては、上記の登録基準を満たす方であれば、誰でも登録を受けることができます。

（２） 登録法人

法人の名称：一般財団法人 日本舶用品検定協会

登録時期：平成16年 8月

法人の連絡先：〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-32

登録の理由：基準に適合しているため

（３） 登録基準に関する問合せ、照会等

特になし

（４） 料金等と積算根拠

手数料額 手数料額は、検定対象物件により720～22,200円

積算根拠 手数料の額は、検定対象物件ごとに、検定等事務に係わる役職員の人件費、物件費（光熱費、事務費その他の諸経費）の合計として設定されている。※この他に旅費（実費）等を請求

登録検定機関の登録の手引き

本手引きは、申請者が申請に必要な書類等を作成する際の参考となるように作成したものであり、申請者に対して義務付けるものではありません。関係する法令等の規定に従い、必要な事項が記載されていれば、本手引きによらず申請して頂くことができます。

I. 登録検定機関の役割

登録検定機関（以下「登録機関」という。）は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）第19条の49第1項において準用する船舶安全法（昭和8年法律第11号。以下「法」という。）第6条ノ4第1項の規定に基づいて、大気汚染防止検査対象設備の検定（以下「検定」という。）を実施する機関です。

II. 登録の条件

登録は、検定を行おうとする者の申請により行います。登録機関の登録条件は、下記1の登録の基準を満たし、かつ、2の欠格事項に該当しないことです。

1. 登録の基準（法第25条の47第1項）

登録機関の登録基準は、法第25条の47第1項に次の内容が規定されており、各項目を満たさなければなりません。

(1) 次に掲げる機械器具その他の設備を用いて検定を行うものであること。（海防法別表第二）

- 一 寸法計測機器
- 二 圧力計
- 三 流量計
- 四 油分濃度計
- 五 絶縁抵抗計

(2) 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者が検定を行うものであること

- ①船舶又は法第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督又は検査について、次表の上欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ次表の下欄に掲げる年数以上の実務の経験を有すること。（法別表第二）

学歴	年数
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学院若しくは大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学（以下「大学等」という。）において船舶又は機械に関する学科を修得して卒業した者	一年
大学等において船舶若しくは機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業	二年

した者又は学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校（以下「短期大学等」という。）において船舶又は機械に関する学科を修得して卒業した者	
短期大学等において船舶若しくは機械に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者又は学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校において船舶又は機械に関する学科を修得して卒業した者	四年

- ②船舶又は第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件の製造、改造、修理又は整備に関する研究、設計、工事の監督又は検査について六年以上の実務の経験を有すること。
- ③イ又はロに掲げる者と同等（外国の学校等を卒業した者等）以上の知識経験を有すること。

(3) 登録申請者が、船舶関連事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

- ①登録申請者が株式会社である場合にあっては、船舶関連事業者がその親法人（会社法（平成17年法律第86号）第879条第1項に規定する親法人をいい、当該登録申請者が外国にある事務所において検定に係る業務を行おうとする者である場合にあっては外国における会社法の親法人に相当するものを含む。以下同じ。）であること。
- ②登録申請者の役員（持分会社（会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）にあっては、業務を執行する社員）に占める船舶関連事業者の役員又は職員（過去2年間にその船舶関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が2分の1を超えていること。
- ③登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、船舶関連事業者の役員又は職員（過去2年間にその船舶関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。

2. 欠格事項（法第25条の47第2項）

登録機関の欠格事項は、法第25条の47第2項に以下の内容が規定されており、各項目のいずれかに該当する者は、登録を受けることができません。

- (1) 法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であること。
- (2) 法第25条の58第1項又は第2項の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない者であること。
- (3) 法人であって、その業務を行う役員のうち前(1)(2)のいずれかに該当する者があること。

Ⅲ. 登録申請の手続き

登録機関の登録の申請をしようとする者は、登録申請書（様式 1）に【提出書類一覧】にある添付書類（船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号。以下「規則」という。）第 47 条第 2 項）等を添えて、国土交通大臣に対して申請を行ってください。提出先、提出部数等は、「Ⅹ. 申請書等の提出にあたって」によるものとします。

また、登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）の規定により、新規に登録を受けた場合（ただし、登録の更新を除く。）には、登録につき課されるべき登録免許税の額（9 万円）に相当する登録免許税を国に納付し、当該納付に係る領収証書を登録申請書にはり付けて提出する必要がありますので、登録後指示を受けてください。

注 1）申請書提出後、登録検定機関登録簿に登録が行われるまでの間で、申請書等の記載内容の変更があった場合（事前にその事実がわかった場合は、その時点で）、速やかに連絡の上、指示を受けてください。これを怠って指定を受けた場合は、その内容によっては、不正の手段により登録を受けた場合に当たるとして指定の取り消しを行うこともあります。（法第 25 条の 58 第 1 項及び第 2 項）

注 2）提出された申請書等の申請書類は、登録機関の審査に利用するものです。申請書類の個人情報、法令に基づく場合を除き、利用目的以外に使用することはありません。

【提出書類一覧】

申請の際に必要な提出書類は次のとおりです。審査に遅れをきたすことのないよう、提出漏れ、記載漏れがないかどうか提出前に十分にご確認ください。また、提出の際は以下の順に並べて調製してください。

- (1) 登録申請書（様式 1）
- (2) 登録を受けようとする者が法人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
 - (2-1) 定款若しくは寄付行為又はこれらに準ずるもの
 - (2-2) 登記事項証明書（発行から 3 ヶ月以内のもの）又はこれらに準ずるもの
- (3) 登録を受けようとする者が個人である場合には、次に掲げる事項を記載した書類
 - (3-1) 住民票又はこれらに準ずるもの
 - (3-2) 履歴書又はこれらに準ずるもの
- (4) 検定に用いるⅡ. 1. (1)に掲げる機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類（様式 2）
- (5) 検定を行う者の氏名及び経歴を記載した書類（様式任意）
- (6) 検定を行う者が法第 25 条の 47 第 1 項第 2 号に該当する者であることを証する書類（様式 3 証明書）
- (7) 申請者が法第 25 条の 47 第 1 項 3 号に該当しない者であることを信じさせるに足る書類（申請者が船舶関連事業者に支配されているものでないことを証する書面）（様式 4 証明書）

(7-1) 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、船舶関連事業者がその親会社（商法（明治 32 年法律第 48 号）第 211 条ノ 2 第 1 項の親会社をいう。以下同じ。）でないことを証する書面

・ 構成員名簿（様式 5）

(7-2) 登録申請者の役員（持分会社にあっては、業務執行権を有する社員）に占める船舶関連事業者の役員又は職員（過去 2 年間にその船舶関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が 2 分の 1 を超えていないことを証する書面、及び登録申請者（法人にあっては、その代表権を有する役員）が、船舶関連事業者の役員又は職員（過去 2 年間にその船舶関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）でないことを証する書面

・ 役員名簿（様式 6）

・ 役員略歴（様式 7）

(8) 申請者が法第 25 条の 47 第 2 項各号に該当しない者であることを信じさせるに足る書類（様式 8 誓約書）

(9) その他参考となる事項を記載した書類（必要に応じて提出）

<登録申請書>

(1) 登録申請書（様式 1）

申請の頭紙となります。下記の内容を記載し、会社等の代表者が申請してください。なお、記載されている住所等が登録簿、官報公示等の元データとなりますので、誤りのないよう正確に記入してください。

・ 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

・ 検定を行おうとする事業場の住所及び所在地

・ 検定を開始しようとする年月日

なお、検定を開始しようとする年月日にかかわらず、法第 25 条の 51 第 1 項に定める業務規程の認可を受けなければ、検定事務を開始することはできませんので注意してください。

<添付書類補足>

添付書面の先頭ページには、添付書面一覧表（様式任意）を作成し、添付してください。

(6) 検定を行う者が法第 25 条の 47 第 1 項第 2 号に該当する者であることを証する書類

検定を行う者が知識経験を有する者であることを説明した書面として提出していただきます。会社等の代表者が誓約してください。

(7) 申請者が法第 25 条の 47 第 1 項 3 号に該当しない者であることを信じさせるに足る書類（申請者が船舶関連事業者に支配されているものでないことを証する書面）

(7-1) 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、船舶関連事業者がその親会社（商法（明治 32 年法律第 48 号）第 211 条ノ 2 第 1 項の親会社をいう。以下同じ。）でないことを証する書面

・構成員名簿（様式 5）

株式会社にあつては株主（発行済株式総数の 3%以上の株式を有する株主に限る）、有限会社にあつては社員（民法上の社員であり従業員ではありません）の氏名（構成員が法人である場合には、その法人の名称）並びに構成員の構成割合（株式会社の場合は発行済株式総数に対する割合。有限会社の場合は出資の総額に対する割合。）を様式 5 により記入してください。なお、様式 5 については、当該様式の記入項目等を満足する別の書類があれば、それで代替しても結構です。

(7-2) 登録申請者の役員（持分会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める船舶関連事業者の役員又は職員（過去 2 年間にその船舶関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が 2 分の 1 を超えていないことを証する書面、及び登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、船舶関連事業者の役員又は職員（過去 2 年間にその船舶関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）でないことを証する書面

・役員名簿（様式 6）

申請者が法人である場合は、常勤、非常勤を問わず役員全てを名簿として掲げてください。役員には、監査役あるいは監事を含みます。なお、様式 6 については、当該様式の記入項目等を満足する別の書類があれば、それで代替しても結構です。

・役員略歴（様式 7）

「役員名簿」で掲げた役員全てについて、様式 7 による略歴書をお願いします。なお、様式 7 については、当該様式の記入項目等を満足する別の書類があれば、それで代替しても結構です。いずれの場合も、役員本人の捺印を忘れないようにお願いします。

IV. 登録機関になってから

登録されてから、行うべき法定の申請・届出等は次のとおりです。提出先、提出部数等は、「Ⅸ. 申請書等の提出にあたって」によるものとします。

1. 業務規程の認可（法第 25 条の 51 第 1 項、規則第 47 条の 6）

登録機関は、検定の開始前に、検定業務の実施に関する規程（業務規程）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。規定を変更するときも同様です。新規の場合には業務規程認可申請書（様式 9）、変更の場合には業務規程変更認可申請書（様式 10）に業務規程を添えて、国土交通大臣に対して、認可の申請を行ってください。

なお、業務規程の認可を受けずに検定業務を行った場合には、登録を取り消されることがありますので十分に注意してください。

業務規程に定める事項については、次のように定められています。これらが、適切と判断された場合に、業務規程を認可します。

一 検定の申請に関する事項

・検定の申請のための申請書類、申請書受付方法等を規定します

二 検定業務の実施方法に関する事項

- ・ 検定業務の実施方法について規定します。
- 三 検定合格証明書の交付及び再交付並びに証印に関する事項
- ・ 各証明書の交付方法、証印の取扱い方法等を規定します。
- 四 専任の管理責任者の選任その他の検定業務の信頼性を確保するための措置に関する事項
- 次について規定します。
- ・ 検定の品質に対する方針
 - ・ 組織
 - ・ 経営者による見直し
 - ・ 検定の品質の管理体制
 - ・ 文書管理
 - ・ 検定に用いる設備
 - ・ 是正処置及び予防処置
 - ・ 検定の品質に関する記録
 - ・ 国土交通大臣その他関係機関への申請等
 - ・ 内部監査
 - ・ 教育訓練
- 五 検定員の選任に関する事項
- ・ 検定員の選任方法、条件等を規定します。
- 六 検定に関する料金及び旅費に関する事項
- ・ 手数料及び旅費の算定方法を実費を勘案し設定してください。
- 七 検定業務に関する秘密の保持に関する事項
- ・ 検定業務によって得られた情報の取扱を規定します（原則として、第 3 者に対して洩らす又は利用しない旨の記述が無い場合には認可しません。）。
- 八 検定業務に関する公正の確保に関する事項
- ・ 検定業務に関する倫理規程を規定します。
- 九 その他検定業務の実施に関し必要な事項
- ・ 一～八以外に必要な事項があれば記載してください。

2. 事業場の所在地等の変更の届出（法第 25 条の 50）

登録機関は、検定を実施する事業場の所在地を変更しようとするときは、事業場変更届出書（様式 11）により、変更しようとする日の 2 週間前までに、国土交通大臣に届け出なければなりません。

なお、登録申請内容のうち、下記の内容に変更があった場合（事業場の所在地の変更を除く）には、登録内容変更届出書（様式 12）により届出を行ってください。

- ・ 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

・事業場の名称

3. 検定業務の休止又は廃止の許可（法第 25 条の 52、規則第 47 条の 8）

登録機関は、国土交通大臣の許可を受けなければ、その検定の全部又は一部を休止又は廃止してはいけないことになっています。次の事項を記載した休廃止許可申請書（様式 13）を提出し、許可を受けてください。

・申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

・休止し、又は廃止しようとする検定業務

・休止し、又は廃止しようとする年月日

・休止しようとする場合にあっては、その期間

・休止又は廃止の理由

V. 命令、指定の取消し等

1. 登録基準適合命令

国土交通大臣は、登録機関が登録の基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

2. 検定業務実施命令、検定業務改善命令

国土交通大臣は、登録機関が検定業務を実施することを求められたにもかかわらず正当な理由なくこれを実施しない場合や、その方法が適当でないと認めるときは、その登録機関に対し、検定業務を実施すべきこと又は検定の方法の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。

3. 業務規程変更命令

国土交通大臣は、業務規程が検定業務の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その規程を変更すべきことを命ずることができます。

4. 登録の取消し

国土交通大臣は、登録機関が次の何れかに該当するに至ったときは登録を取り消さなければならぬことになっています。

・登録機関が、法又は法に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者に至ったとき

・登録機関が、法人であって、その業務を行う役員のうち前記に該当する者があるに至ったとき

5. 登録取消命令、検定業務停止命令

国土交通大臣は、登録機関が次の何れかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期

間を定めて検定業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができます。

- ・ 検定業務を実施する事業場の所在地を、変更しようとする日の 2 週間前までに、国土交通大臣に届け出せずに変更したとき
- ・ 業務規程に関し、国土交通大臣の認可を受けずに検定業務を開始したとき（変更も同様）
- ・ 毎事業年度経過後 3 月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成していない、又は 5 年間事務所に備えていないとき
- ・ 帳簿を備えていない、又は国土交通省令で定める事項を記載していない、又は 5 年間保存していないとき
- ・ 国土交通大臣の許可を受けず、検定業務の全部又は一部を休廃止したとき
- ・ 業務規程によらないで検定を実施したとき
- ・ 正当な理由がないのに財務諸表等の請求を拒んだとき
- ・ 登録基準適合命令、検定業務実施命令、検定業務改善命令、業務規程変更命令に違反したとき
- ・ 不正の手段により登録を受けたとき

VI. 報告及び検査

国土交通大臣は、法の施行に必要な限度において、登録機関に対し、その検定業務に関し報告を求め、又はその職員に、登録機関の事務所その他の事業場に立ち入り、登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができることになっています。

VII. 登録の更新

登録は、3 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。更新を希望する場合には、審査期間（1 ヶ月を目途）を考慮のうえ、更新の手続きを行ってください。

登録の更新は、登録更新申請書（様式 14）に新規登録における＜提出書類一覧＞にある添付書類等を添え、新規の登録の手続きに準拠して申請を行ってください。

なお、業務規程については改めて認可を受ける必要はありません。ただし、業務規程の内容に変更がある場合には随時、業務規程の変更認可の手続きを行ってください。

VIII. 官報公示

次の場合には、その旨が官報に公示されます。

- ・ 登録をしたとき
- ・ 事業場所在地の変更届出があったとき
- ・ 検定業務の休廃止の許可をしたとき

- ・国土交通大臣が検定の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき
- ・国土交通大臣が自ら行っていた検定の全部若しくは一部を行わないこととするとき
- ・登録を取り消し、検定業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき

IX. 申請書等の提出にあたって

1. 提出方法

申請書等は、郵送又は民間事業者による信書便により提出してください。受付は、国土交通省に申請書等が到着した時点になります。なお、提出書類は返却しません。

2. 提出部数

申請書等は正本1部、副本1部を作成し、下記3の提出先へ提出してください。

3. 書類の提出先及び問い合わせ先

各申請書等の書類は、一括して下記へ送付してください。

国土交通省海事局検査測度課

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

登録機関等担当 宛

TEL 03-5253-8111（代表） 内線44125

X. 様式集

様式1（登録申請書）

様式2（機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類）

様式3（証明書）

様式4（証明書）

様式5（構成員名簿）

様式6（役員名簿）

様式7（役員略歴）

様式8（誓約書）

様式9（業務規程認可申請書）

様式10（業務規程変更認可申請書）

様式11（事業場変更届出書）

様式12（登録内容変更届出書）

様式13（休廃止許可申請書）

様式14（登録更新申請書）

注 1) 申請書等の用紙の大きさは日本工業規格 A4 とすること。

注 2) 各申請等において、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式 1 (登録申請書)

登録検定機関登録申請書

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名 印

検定について国土交通大臣の登録を受けたいため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 19 条の 49 第 3 項において準用する船舶安全法第 25 条の 46 の規定により、次のとおり申請します。

1. 検定を行おうとする事業場の名称及び所在地

名称	住所

2. 検定を開始しようとする年月日

平成 年 月 日

備考

「検定を行おうとする事業場の名称及び所在地」は、検定を行おうとする事業場の住所が申請者の住所と異なる場合に記載すること。

様式2（機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類）

機械器具その他の設備の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別を記載した書類

機械器具名	器具を使用する検定例の概要等	検定例の根拠条項	器具の所在場所・所有又は借入れの別

様式 3 (証明書)

証明書

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名 印

検定を行う者が、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 19 条の 4 第 3 項において準用する船舶安全法第 25 条の 4 第 1 項第 2 号に該当する者であることを証明します。

様式 4 (証明書)

証明書

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつてはその代表者の氏名 印

申請者及び申請者の役員が、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 19 条の 4 9 第 3 項において準用する船舶安全法第 25 条の 4 7 第 1 項第 3 号のいずれにも該当しない者であることを証明します。

様式5（構成員名簿）

構成員名簿

（平成 年 月 日現在）

氏名又は名称	構成割合（％）

備考

株式会社の場合は、発行済株式総数の百分の三以上の株式を有する株主のみでよい。

様式6 (役員名簿)

役員名簿

(平成 年 月 日現在)

氏名	役職

様式7 (役員略歴)

役員略歴

(平成 年 月 日現在)

氏名		役職名	
生年月日		最終学歴	
現住所			
職歴			
賞罰			
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>氏名 印</p>			

様式 8 (誓約書)

誓約書

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名 印

申請者及び申請者の役員が、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 19 条の 4
9 第 3 項において準用する船舶安全法第 25 条の 4 7 第 1 項第 3 号のいずれにも該当しな
い者であることを誓約します。

様式9（業務規程認可申請書）

業 務 規 程 認 可 申 請 書

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名 印

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の49第3項において準用する船舶安全法第25条の51第1項の規定に基づき、検定業務規程の認可を受けたいので、別添のとおり申請します。

様式 10 (業務規程変更認可申請書)

業 務 規 程 変 更 認 可 申 請 書

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名 印

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 19 条の 49 第 3 項において準用する船舶安全法第 25 条の 51 第 1 項の規定に基づき、検定業務規程の変更認可を受けたいので、別添のとおり申請します。

様式 1 1 (事業場変更届出書)

事業場変更届出書

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあつてはその代表者の氏名 印

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 1 9 条の 4 9 第 3 項において準用する船舶安全法第 2 5 条の 5 0 の規定に基づき、検定を実施する事業場の所在地を変更するので、次のとおり届出します。

変更前	変更後	変更予定日

様式 12 (登録内容変更届出書)

登録内容変更届出書

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名 印

登録検定機関登録申請の内容に変更がありましたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の49第3項において準用する船舶安全法第25条の50の規定に基づき、次のとおり届出します。

変更前	変更後	変更予定日

様式 13 (休廃止許可申請書)

検定の休廃止許可申請書

国土交通大臣 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名 印

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の4第3項において準用する船舶安全法第25条の52の規定に基づき、国土交通大臣の許可を受けたいため、下記のとおり申請します。

1. 休止し、又は廃止しようとする検定の範囲
休止又は廃止の別検定の範囲
2. 休止し、又は廃止しようとする年月日
平成 年 月 日
3. 休止しようとする場合にあっては、その期間
平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
4. 休止又は廃止の理由

様式 14 (登録更新申請書)

登録検定機関登録更新申請書

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 氏名又は名称及び住所並びに
法人にあってはその代表者の氏名 印

検定について国土交通大臣の登録の更新を受けたいため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の49第3項において準用する船舶安全法第25条の48第2項において準用する同法第25条の46の規定により、次のとおり申請します。

1. 最初に登録を受けた年月日

平成 年 月 日

2. 検定を行おうとする事業場の名称及び所在地

名称	住所

備考

「検定を行おうとする事業場の名称及び所在地」は、検定を行おうとする事業場の住所が申請者の住所と異なる場合に記載すること。